「障がい者就業・生活支援センターあてび」のご紹介 佐渡で暮らすあなたの「働きたい」を応援します

「障がい者就業・生活支援センターあてび」は、「障 害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき開設さ れ、「佐渡で暮らすあなたの『働きたい』を応援し ます」をキャッチフレーズに関係機関と連携しなが ら障がい者の就労支援をしています。

障がいのある方には、就職や職場定着に向けた支 援および就業に伴う日常生活上の支援を行っていま

す。電話やメールでの相談や、来所いただいての相 談となります。また、職場定着のために定期的に事 業所を訪問し、必要に応じて家庭訪問も行います。

事業主の方には、障がい者雇用についての相談や 各種制度の説明を行い、職場定着のために事業所訪 問も行っています。

お気軽にご連絡ください。

対象となる方 障がい者手帳をお持ちの方や発達 障がい、難病、高次脳機能障がいの方で就労を 希望される方

障がいのある方への支援

- ①就業支援 就職に向けた準備支援(面接練習、 履歴書の書き方等)、職場実習のあっせん、職 場定着するための支援等
- ②生活支援 健康面での支援、諸手続きにおける 支援、人間関係での悩み相談や各種福祉サービ ス利用のための相談支援等
- 事業主の方への支援

 障がいのある方の雇用につ いての相談、各種雇用制度についての説明、ジョ ブコーチ支援についての説明、職場定着を図る ための支援等
- 利用時間 月曜日~金曜日(土・日・祝日、年末 年始を除く)、午前9時~午後5時
- 利用料 相談や支援に費用負担はありません。た だし、会社での実習時や施設を利用する場合の 交通費や利用料は、自己負担となります。

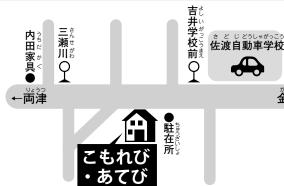
お問い合わせ

障がい者就業・生活支援センターあてび 〒 952-1204 佐渡市三瀬川 382 番地 7

☎ 67 − 7740 ファックス 67 − 7784

メール: atebi.work@email.plala.or.jp ※障がい者相談支援事業所こもれびと同じ建物になります。

司法機関 新潟障害者職業 センター ご本人・ご家族 佐渡市役所 左渡保健所 相談支援 福祉サー 事業所 医療機関 あてび さまざまな 関係機関と 連携して 支援を行います



※3年以内に下水道へ接続される方は、 し込みくださ せください。 度が利用できます。詳しくはお問い合わ 水道使用料が最大1年間免除される制 さまに、下水道事業受益者負担金・分担前記の地区に家屋や土地をお持ちの皆 前記の地区に家屋や土地をお持ちの 金を納めていただくことになります。 市 指 定の排の 水設続 備 工 事は、 店に お

くなります) 下 道 の接続をお きるだけお に、 取こ 水道 に接続すると浄化槽は り O台 便区 所 所 域 • はに 4願いします。お早めに、公共 風呂等の 3年以 工事 内い 公共下 生にの 活排洗は 。(公共下 必ず 必要 水道は ト 申佐 1

<u>の</u> 一 下 長木の一 部、 0) 部、 一部、下新建品、新穂皆品、新穂皆品 穂川の 和 のの 0) 部 部、 新

吉新穂千

岡穂潟種

国府川処理区

の舟上の

域で新たに公共下水道が利用で平成27年3月31日から、次の **できるようになりました** るようになりました。

き区

公共下水道が利 用 供 用 開 始

金井→